

同意書兼誓約書

志賀町結婚新生活支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の申請に当たり、下記の事項について同意及び誓約いたします。

なお、志賀町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定により、補助金の交付決定の取消しを受けた場合には、補助金返還義務を負うことに異存ありません。

記

- 1 申請者、配偶者及び同居者は、住民基本台帳、町税等の納付状況、住宅扶助又は他の公的制度による家賃補助等の受給状況その他の本申請に関する事項について、補助金の交付に必要な範囲において、町が関係機関へ事実確認を行うことに同意します。
- 2 補助金の対象となる住居が町内にあること。
- 3 夫婦の双方が補助の対象となる住居を住所地として住民基本台帳に記録されていること。
- 4 婚姻日時点の年齢が夫婦共に39歳以下であること。
- 5 要綱第3条第1項第4号により算出した新婚世帯の所得額が500万円未満であること。
- 6 世帯全員が町税を滞納していないこと。
- 7 夫婦の双方又は一方が、当該補助金に関連する費用について、生活保護法の規定による住宅扶助又は他の公的制度による補助等を受けていないこと。
- 8 世帯全員が志賀町暴力団排除条例（平成24年志賀町条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員でないこと。
- 9 夫婦の双方又は一方が過去にこの要綱に基づく補助を受けてないこと。
- 10 対象となる住宅の売買契約書、工事請負契約書及び賃貸借契約書の名義人が夫婦の双方又は一方であり、当該住宅に係る費用を夫婦の双方又は一方が支払っていること。
- 11 夫婦の双方が交付申請時から、志賀町に継続して5年以上居住する意思を有していること。
- 12 内閣府及び町による補助金事業実施に係るアンケート等への協力に同意します。

年 月 日

志賀町長 様

申請者氏名（自署）

配偶者氏名（自署）